

第 1 1 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 1 0 日 (木) 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 1 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 9 名

| 役職名 | 議席番号 | 氏 名 | 役職名 | 議席番号 | 氏 名 |
|--------------|------|--------|-----|------|--------|
| 会長 | 1 9 | 北田 耕平 | 委員 | 9 | 奥村 喜美子 |
| 副会長(会長職務代理者) | 1 8 | 西田 くみ子 | 委員 | 1 0 | 中島 準一 |
| 委員 | 1 | 緩利 哲治 | 委員 | 1 1 | 田村 正弘 |
| 委員 | 2 | 林田 清光 | 委員 | 1 2 | 田井中 勲 |
| 委員 | 3 | 田畑 啓之助 | 委員 | 1 3 | 福井 幸生 |
| 委員 | 4 | 保井 章 | 委員 | 1 4 | 今井 百合 |
| 委員 | 5 | 林 廣美 | 委員 | 1 5 | 川村 克己 |
| 委員 | 6 | 伴 慎也 | 委員 | 1 6 | 寺田 勝典 |
| 委員 | 7 | 小倉 剛 | 委員 | 1 7 | 瀧井 和雄 |
| 委員 | 8 | 松下 富男 | | | |

5. 欠席委員 無

6. 議 長 議席 1 9 番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 5 番 林 廣美 委員
議席 6 番 伴 慎也 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第53号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀地域農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第54号 農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)について
- 議案第55号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
- 議案第56号 甲賀市空き家に付随した農地に係る別段の面積取扱要綱(案)について
- 議案第57号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5) 報告事項

- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者(4名)

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 大谷 茂 |
| 局次長 | 村田 浩司 |
| 局長補佐 | 福田 悟司 |
| 係長 | 谷川 智彦 |

10. 会議の概要

- 事務局長 第11回甲賀市農業委員会総会を開会
- 事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に対応した生活様式の実践
 - ・異常気象による大雨の被害や体調管理
 - ・2020年度版「農業白書（食料・農業・農村の動向）」の閣議決定
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席5番林廣美委員と、議席6番伴慎也委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
3条調書、整理番号4番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第49号、整理番号4番を説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は農業振興地域内の青地農地です。
譲受人は規模縮小のため、譲渡人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 整理番号4番については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号2番林田です。
この案件につきましては、4月に池本推進委員とともに、現地の立ち会いをし、確認をさせていただきました。譲受人は、新規就農者ということで、大きなハウスでトマトを栽培されております。そういった関係もあり、この土地で水稻をされます。何ら問題ないことと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号2番池本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号2番池本です。
申請地は、圃場整備田です。集落としても担い手の集積を進めておる中ですが、譲受人は、親子2代の専業農家でして、また、今般譲り受けをされようとしている農地につきましても、大きなビニールハウスをやっている隣でもあります。今後その田につきましても、耕作を継続するというので、非常に農地利用の最適化の推進が図れます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号5番を説明します。参考図は3ページ、4ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は県外在住であり農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地を耕作できるよう整備したうえで、季節野菜・果樹を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号5番については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

申請地は、譲受人の親で実家にあたり、そこに住んでおられた方も亡くなられ、譲渡人が引き受けられます。以前は宅地内の畑で、草が生い茂る状態であり、近隣に迷惑がかかるということでした。今般、譲受人が管理をし、果樹等を植える思いでおられます。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号4番澤田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号4番澤田です。

空き家となっている、遠方にお住まいの譲渡人の管理が行き届いておりませんが、管理ができるようになっていいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6番を説明します。参考図は5ページ、6ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 整理番号6番については、議席19番、私、北田から説明いたします。

担当農委 当案件につきましては、まず土地の位置は民家の中にあり、周囲の道路より一段高い、やや高台にある土地です。現地確認の際には水利状況の心配をしましたが、上に池があり水利条件は満たしていました。譲受人は、一生懸命農業を営んでおられます。場所的には大変であると思いますが、草刈等の管理はされていましたが、長い間耕作されてなかった土地を耕作ができるようにするとの決意を聞きました。何ら問題はなく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号43番植西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号43番植西です。

事務局並びに北田農業委員から説明があったとおり、何ら問題がないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号6番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第49号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号、整理番号3番を説明します。議案書は4ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。

申請者の父が、昭和20年頃、申請地の隣接宅地及び申請地の一部にかかるように母屋を建築されており、また、昭和47年には申請地の全部を含む形状の建築敷地として、住宅の離れを増築されています。隣地に、耕作されている農地はなく、転用することによって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号3番については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

もう既に宅地化を昭和の時からされており、住居として使われていることであり、周りに農地もなく、致し方なく許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号4番澤田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号4番澤田です。

現状は家が建っており、今般建て替えるために調べたところ宅地になってなかったとのことです。周囲には農地はありませんので、影響ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第50号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号4番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第51号、整理番号4番を説明します。議案書は6ページ、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。申請地は市街化調整区域内の第2種農地です。

現在、譲受人は、実家に5人で居住しています。子供ができることを想定し、親が所有する、実家に隣接す申請地を離れの建築の適地として申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の使用貸借により、農家住宅の離れを建築されます。申請者は、10年以上農業者と生計を一にしていること、法定相続により所有権を取得する面積が10アール以上であることなどから、市街化調整区域における農家住宅の取り扱い上の農業者であります。また、予定建築物が「離れ」であることは建物平面図にて確認しています。雨水排水は敷地内自然浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号4番については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

転用申請の現地を黄瀬推進委員とともに確認し、関係者から聞き取りを行いました。その結果、当該申請地は登記簿上の地目畑で、現状も畑であります。

今回、申請者である譲受人は、両親とともに、譲渡人である祖母の自宅で3世代が同居しており、将来家族が増加することを見越して、祖母所有の隣接地に農家住宅を建設するために、申請したものでございます。当該申請地の隣接地も、譲渡人の所有地であり、また、雨水等の排水も自然浸透であり、周辺農地への影響もないものと思慮されます。以上から私といたしましては、当該土地の利用目的等は特に問題もなく、本申請は許可することが妥当であると認めます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号8番黄瀬推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号8番黄瀬です。

近隣の土地もすべて家族の所有地であり、前も道路であり、後ろは川という農地にも接触をしておりませんので、何ら問題ないと思いますので、妥当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号4番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番を説明します。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の用途区分が定められている地域の第3種農地です。

申請地は、申請者の父が、昭和34年に登記名義人から農地を購入し、遅くとも昭和50年頃には、小学校や役場に近ことからイベント時の駐車場として使用されてきました。計画によりますと、雨水排水は敷地内自然浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号5番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号3番田畑です。
- 事務局より詳しく説明されたとおりであります。本案の譲受人の父が、昭和34年に譲渡人から買い受けられ、登記をすることなく現在に至っているとのこととあります。このことは譲受人の財産分与の手続き中に判明しました。譲受人および親族も父が購入していたことは承知され、自分たちの土地であることは知っておられました。
- もちろん代金決済が終わっております。従いまして今回、遅まきながら登記をされます。申請地は登記上畑であり、現況は雑種地です。現在駐車場となっております。なお申請地の東側に市立小学校があり、特に学校の行事等で駐車場が手狭なため、申請地を駐車場として、以前より提供されておられます。そうしたことで、顛末案件ではありますが、私も綾戸推進委員も許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 本案件は顛末案件ではあるが、過去の事情を聞くと致し方ない状況で、今回の申請は何ら問題もなく、許可相当と考えられることを報告いたします。なお、当地は以前より小学校の臨時駐車場として利用されていることを付け加えておきます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号5番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番を説明します。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページです。申請地は、非線引都市計画区域内の第2種農地です。

譲受人は、工場の増設のため、令和2年12月の総会にて農地法第5条の許可を受けた事業者です。工場の増設に伴い、また、現敷地内の駐車計画の見直しにより駐車場を確保する必要があることから、現工場に近い申請地を適地とし、申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、駐車場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されること、法面は土砂の流出のないよう安定勾配で施工されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号6番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

譲受人は、地域密着型の会社で、従業員も多くが甲賀市管内の方です。令和2年12月総会での申請が許可されたことにより、ただ今工場を増築されております。何度も橋本推進委員と現地を確認し、また、周りの茶畑の耕作者との話し合いもいたしました。皆さん納得されての取引だと言われておりました。

茶畑が少しずつ減っていくのは大変悲しいことですが、やはりどうしても不便で農業を続けていく場所にしては不適であると納得しておられました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号19番橋本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地は、周辺に工場やアパート並びに近年農地転用された土地があり、農地転用に伴う周辺への被害はないと考えられ、また農業振興や担い手への農地集積集約にも影響がないと判断します。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号7番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号7番を説明します。議案書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画は21ページです。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地です。

譲受人である法人が、申請地北側に隣接する空き家を改修し、事務所および倉庫として利用するにあたり、駐車場の適地として申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、4台分の駐車場を整備されます。申請地の東西にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎ、雨水排水は道路側溝に排水されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号7番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

4月21日に服部推進委員と現地確認をいたしました。長年、空き家で持っておられた母屋が少しは傷んでおりますがそのまま事務所として利用されることで、大変喜んでおります。駐車場がなく、裏の農地を整備して駐車場に利用することなので、何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21番服部です。

現地はもう畑ではなく、荒れ地のまま放置してあるところで、駐車場にするには問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　　【異議なしの声】
- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号7番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号8番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号8番を説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画は24ページです。申請地は、非引都市計画区域内の第3種農地です。
申請地が、事業拡大に伴う店舗の建て替え用地に適地であるとして、申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、申請地とその西側の、駐車場敷地とを合わせ、店舗敷地として利用されます。境界沿いにコンクリートブロックを設置され、また、雨水は敷地内の排水施設により、道路側溝へ放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借り入れとされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。
- 議 長 　　整理番号8番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　　議席番号9番奥村です。
薬局を病院の隣で今までから営んでおられ、その場所がかなり狭く、移転されるということを聞きました。不耕作地も住宅内にあり、譲渡人の父が草刈などをして管理されていましたが、その後管理が十分できないことで、譲受人が利用していただくのはありがたいと聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号21番服部です。
薬局がありますが、駐車が3台ぐらいしかできない状態のところを、こちらに移設されて、もう少し大きい店にしたいということです。荒れ地も減り、良いと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号8番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号9番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号9番を説明します。参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画は27ページです。申請地は、市街化調整区域の第2種農地です。
譲受人は、住宅を建築するため、実家に隣接する親族が所有する申請地を適地として申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の使用貸借により、自己用一戸建て専用住宅を建築されます。雨水は道路側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借り入れとされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。
なお、都市計画法第29条許可について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。
- 議 長 整理番号9番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号1番緩利です。
譲渡人の家の進入口でありカーポート、ガレージの前で、既にコンクリートで被覆をされている状態で、平成7年から使用されておりました。これを今から畑に復元するのは不可能に近いところですし、今回の案件で家族が市内に住むための家を建てるということで、人口が減るような田舎のことについては、ありがたい案件であると思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号23番杉本です。
現場を確認いたしました。現在の家族、そして住宅立地条件状況等から今回の住宅建築場所については適切であります。今回の転用は妥当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
なお、都市計画法第29条許可について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。
- 議 長 続きまして、整理番号10番について審議いたします。
なお、議席15番川村委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。
- 議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番を説明します。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画は30ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。

申請地北側の空き家を購入した譲受人が、住宅の庭として使用するため、申請されました。計画によりますと、譲渡人から土地を購入し、住宅の庭として整備されます。雨水は敷地内浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号10番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

5月13日に中本推進委員と現地確認をしました。私たち2人を見かけて譲渡人が来られ、話を聞くことができました。譲渡人によりますと、前所有者はここから出ておられ、土地家屋を処分するにあたり不動産屋に依頼したところ、畑は農地なので、別に処分しなければならないということでした。そこで隣の譲渡人へ購入依頼をされ、譲渡人としては仕方なく購入されたということです。

譲渡人は認定農業者で経営規模拡大として所有した土地ですけれども、現在も利用状況は不耕作になっておりました。しかし法的に問題なしとのことで、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号26番中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26番中本です。

参考図を見ると、集落の中心部に位置しており、農地利用の最適化には何ら問題がないと思います。

私も西田農業委員と同様、譲渡人が農業経営基盤強化促進法で取得されたという経緯で存じあげなかったのですが、今、西田農業委員の説明のとおり問題なしとのことです。許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

- 議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　【挙手全員】
- 議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号10番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 　それでは、川村委員の入室、着席を求めます。
- 議長 　議案第51号については、以上であります。
- 議長 　続きまして、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　議案第52号について説明いたします。議案書は10ページからとなります。
今月の決定は9件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
11ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権は、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数8名、借り手は実人数3名、面積は22,503平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買い手は実人数1名で、面積は3,534平方メートルです。また、借り手、買い手の農地台帳による農業経営状況は、16ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 　【異議なしの声】
- 議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第52号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第52号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議案第52号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第53号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第53号について説明します。議案書は17ページから、対象地は参考図の31ページから34ページとなります。

農用地区域内の農用地等の変更は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、1. 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。2. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないか等を要件に農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の案件は2件で、土地の所在・面積・変更理由等は、議案書のとおりです。内容は、2件とも駐車場となっています。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第53号について採決いたします。

市へは「計画の変更はやむを得ない」として回答することについて賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決し、市へは「やむを得ない」旨の通知をします。

議案第53号については、以上であります。

議長 続きます。議案第54号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第54号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について説明します。議案書は、19ページから、意見書（案）は20ページからです。

意見書（案）の作成にあたっては、地域ブロック会議において、意見聴取を行い意見書検討委員会において、取りまとめを行ったものです。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、地域農業の再生に向けた具体的な行政施策の意見を提出するものです。

議案書20ページからの意見書（案）について、説明します。

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、また獣害などの課題を抱え、令和3年4月1日現在、本市の荒廃農地は718ヘクタールとなり、今後更に増加していくことが予測され、増々、農村・農業環境の悪化が危惧されているところです。また、地域農業は、耕作放棄地の増加や食料供給の問題だけでなく、農村コミュニティの維持・存続に関わる大きな問題ともなり、担い手の確保・育成が喫緊の課題であると提起しています。

意見書の構成は、【人・農地プランの策定見直し】、【小規模農業者の離農対策】、【新規就農者】、【守るべき農地】、【新型コロナウイルス感染症拡大の影響による農業経営】の5つの項目にまとめ、項目ごとに、具体施策を掲げたものです。

22ページから、1点目【人・農地プランの策定、見直し】では、地域の実情に応じた「人・農地プラン」の推進のためには、農業関係団体と連携した一体的なサポート体制の構築、説明会の開催とモデル集落の設定が急務であるとして、具体施策には、農業者との面談、地域との対話によるプランの策定などを提言しています。

23ページ、2点目の【小規模農業者の離農対策】では、地域農業を支えている小規模農業者の存在は極めて重要であり、このための具体施策として、家族経営、小規模経営者の経営継続支援、農業用機械のレンタル制度の創設などを提言しています。また、有害鳥獣による農作物被害が、農業者の離農や耕作放棄の要因となっていることから、具体施策には、獣害防止策の維持補修等の支援制度の拡充や、耕作農地周辺の竹林伐採などの環境整備・緩衝帯の設置の拡充などを提言しています。

24ページ、3点目の【新規就農者】では、新規就農者の確保に向けては、農地の斡旋や機械購入、就農研修などのサポート体制が必要であり、農業経営が軌道に乗るまでのサポート体制の充実を掲げ、具体施策には、技術指導・販路確保、経営支援などのコーディネーターによる担い手サポート体制の充実、就農希望者の相談の場と機会の設定・マッチング仲介の推進、次代を担う子どもらに地域農業の現状や農業の魅力などの学習の機会の創出などを提言しています。

25ページ、4点目の【守るべき農地】では、遊休農地の発生防止・解消の活動を強化することは勿論であるが、荒廃農地を非農地として農地から除外し、守るべき農地を明確にする必要があることから、具体施策には、遊休農地の「守るべき農地」との棲み分けのモデルとなる地区の創設を提言しております。また、農業振興地域整備計画見直しにあたっては、農地所有者、地域の意見を聞きつつ、地域環境への配慮を提言しています。

5点目の【新型コロナウイルス感染症拡大の影響による農業経営】では、新型コロナウイルス感染症の拡大による農産物の需要の減少は、お茶や肉用牛をはじめ、稲作、畑作、野菜の前年度の景気景況よりさらに、大幅なマイナスが見込まれる大変厳しい状況です。このことから、農業経営の維持及び安定のため、迅速な農業者への独自支援の実施を提言しております。説明は以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 　この意見書は、市長に提言するものです。皆さんからいろんなご意見をいただきながらまとめさせていただき、作成していただいたもので、この内容で提出をしてはどうかと、先日の役員会で決定をいたしましたことを報告いたします。

委 員 　【異議なしの声】

議 長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案台54号について採決いたします。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、議案第54号については、原案のとおり可決します。
議案書の（案）を消していただきますようお願いいたします。
なお、市長への提出日については、別途調整いたします。
議案第54号については、以上であります。

議 長 　続きまして、議案第55号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　議案第55号について説明します。議案書は、26ページからとなります。
この目標及び点検・評価・計画については、「農業委員会等に関する法律」で、

毎年6月末にホームページ等で公表しなければならないと規定されています。

農業委員会活動方針作成委員会において、令和2年度の活動の点検・評価を行い、また令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成いただきました。

議案書27ページからは、「令和2年度の活動の点検・評価」で、27ページは令和2年4月1日現在の農業委員会の状況です。

次に28ページは「2 担い手への農地の利用集積・集約化」で、『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』において目標を定めている、最終令和5年4月に集積率を70%とするために算出した2,596haに対して、実績は2,183ha、達成率は84.09%となり、活動に対しては、委員改選後の農地利用の最適化に向けた研修をはじめ、農業委員・推進委員による農地の利用集積・集約の誘導や、農業委員会だよりによる「人・農地プラン」の策定に向けた啓発があり、目標に対しては「未達成」ですが、活動に対しては「概ね達成」としています。

次に29ページは「3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」で、新規参入の参入について、指針による6年間での目標はすでに達成しておりますが、高齢化や後継者不足のなか、新規就農・新規参入による将来の担い手確保が課題となっており、引き続き目標1経営体としましたが、残念ながら実績はゼロで、目標に対しては「未達成」ですが、活動に対しては、昨年度6月施行の信楽町朝宮地域で別段の面積の設定や、下限面積検討委員会での空き家附随農地の別段の面積の検討、新規就農希望者の相談対応および農業委員会だよりでの新規就農者紹介による魅力発信をし、「概ね達成」としています。

次に30ページは「4 遊休農地に関する措置に関する評価」で、遊休農地が226haに達するなか、『最適化の推進に関する指針』に示す目標値から算出し、令和5年4月にゼロとするには、解消目標は75haとなります。これに対して、昨年度の実績はマイナス11ha、達成率はマイナス14.67%となり、目標に対しては「未達成」、達成率もマイナスとなっていますが、昨年度は黄色判断の精査を行いましたのでこのような実績の数値となりました。活動に対しては昨年8月からの利用状況調査、12月からの利用意向調査を行いましたので、評価を「概ね達成」としています。

次に31ページは「違反転用への適正な対応」で、事案が1件ありましたが、無断転用是正計画書の提出、適正指導、適正管理により解消しました。また、農地パトロールによる早期発見・早期指導を徹底いただき、違反転用防止についてはホームページで市民啓発を行いましたことから、活動に対する評価を「達成」としています。

続いて32ページから34ページは「農地法等の事務に関する点検」及び「地域農業者等からの要望・意見」を掲載しています。

続きまして、35ページからは「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」で、35ページは令和3年4月1日現在の農業委員会の状況です。

次に36ページは「2 担い手への農地の利用集積・集約化」で、先ほど説明

しました『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』に示す目標値から算出し、最終令和5年4月に集積率を70%とするためには、今年度の集積目標は3,097ha、うち新規目標は915haとなります。地域の人・農地を知っておられる皆様には、「人・農地プラン」の地域の合意形成に向けて地域で話し合う機運を高めていただき、さらには「農地を守る、農地を活かす」活動をお願いします。

「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は、『最適化の推進に関する指針』の目標値は達成していますが、引き続き1経営体、1haの新規参入を目標とします。なお、新規就農者のなかには志半ばで離農される事例もあることから、継続したサポートもお願いします。

次に37ページは「4 遊休農地に関する措置」で、遊休農地が237haに達するなか、『最適化の推進に関する指針』に示す目標値から算出し、最終の令和5年4月に0とするには、今年度の解消目標は161haとなります。農地パトロールや農地利用状況調査・意向調査を実施し、地域の実情に呼応した対策を講じるものの、遊休農地の発生を防ぐことは難しくなっていますが、農業委員・推進委員の皆様が連携して取り組んでいただく計画としています。

次に38ページは「5 違反転用への適正な対応」で、違反転用防止のため、引き続き、農業者等への周知、徹底した農地パトロールによる監視力強化をお願いします。ついては、各地域それぞれが現状を把握し、将来を見据え危機感を持って活動する内容としています。

なお、この公表にかかる様式が6月ごろ新様式に変更される見込みとの連絡がありました。また正式な文書・様式は届いておりません。新様式での対応については再度、活動方針作成委員会において検討いただきます。説明は以上です。

議長 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 長 いずれにせよ、令和3年度に向けての活動目標については非常に難しい点もあります。農地と認められないような場所も分母に入っていることもあります。最適化推進委員の皆様にご協力いただき、しっかりと農地パトロールをして分母を減らすとともに農地の再利用をいただく方向づけをしていかなければならない問題を抱えてながら令和3年度の活動に対応していかなければなりません。皆様の協力をいただかないことには目標の達成ができませんので、よろしく申し上げます。

議長 長 ご質問ございませんか。

議長 長 川村委員。

川村委員 議席15番川村です。

33ページの農地所有適格法人からの報告への対応の中で提出のなかった4法人で、事由は法人側の事務の遅延のため、対応方針として令和3年4月末までの提出を文書指導とありますが、現在6月に入っていますが、この状態で公表されるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 4月1日現在での状況のため、現在も提出がないので、この状態で公表します。提出の依頼は引き続き行います。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案台55号について採決いたします。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決し、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき、今年度の農業委員会の活動を行うことといたします。委員皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議案第55号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第56号「甲賀市空き家に付随した農地に係る別段の面積取扱要綱（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号については、下限面積検討委員会にて検討いただいていたものですが、委員長に代わりまして事務局にて説明いたします。

議案書は39ページ、40ページ以降に要綱案を付けています。また、当議案の参考資料がありますので、こちらもお覧ください。

この要綱は、農地取得等の要件の一つである下限面積について、一部の区域において50アールではなく、別段の面積を定めることができるという規定を用いることで、空き家に付随した農地を、農地として権利移転や設定をすることができるよう定めるものです。

要綱について、第1条は要綱の趣旨、第2条では用語の定義をしています。

空き家とは、甲賀市空き家バンクの登録物件に限っています。第3条で、空き家付随農地について、別段の面積は0.01アール、1平方メートルと定めています。第4条では、空き家付随農地の要件。第5条から第9条までは、空き家付随農地の申請から、農地法第3条の申請、指定および解除の告示など、手続きを定めています。第10条では、農地取得後の利用状況の調査や、適正な使用の指導について定めています。手続きの流れについては、参考資料の裏面にまとめています。

総会で承認いただきましたら、要綱を告示し、告示の日から施行することとします。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 　　小倉委員。

小倉委員 　　議席7番小倉です。

空き家バンクに必ず登録しないと駄目だということですね。例えば、相談を農業委員会事務局に、「空き家バンクに登録されていますか。」「いいえ、登録していません。」という方が来られた場合は、先に空き家バンクの要綱に従い、登録をされてからということになるのでしょうか。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　空き家バンクに登録する物件に限るか、そうでない物件でも扱うのかを昨年は検討していただいていたのですが、やはり空き家バンクでの取引ということで、その場合、お住まいになる方については、その地域のルールを説明するなど、地域と馴染んでいただくということもあるため空き家バンクの物件に限るとされております。その中で、窓口に空き家バンクに登録していないと回答された場合については、一旦空き家バンクに登録していただきます。仮に買い手が決まっていたとしても、買い手も空き家バンクの利用登録をしていただき、空き家バンクの取引との形をつくっていただき、それを踏まえてこの附随農地の指定や、手続きなどをしていただくよう案内していくことになります。

議 長 　　小倉委員、よろしいか。

小倉委員 　　はい。

議 長 　　他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第56号について採決いたします。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第56号については、原案のとおり可決します。
議案書の（案）を消していただきますようお願いします。
議案第56号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第57号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第57号について説明します。議案書は、46ページ、47ページとなります。

土山地域、担当区域番号18の農地利用最適化推進委員が辞任されたことに伴い、4月に推薦及び公募を行いましたところ、個人推薦により1名の応募がありました。これに伴い、「甲賀市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を開催し、厳正に評価していただいた結果、箭田庄之助氏を候補者として決定されました。

ついではこの農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づきまして、農地利用最適化推進委員委嘱することについてご審議をいただくものです。

なお、任期は委嘱の日から令和5年7月19日までです。以上です。

議長 続いて、「甲賀市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」から評価に関する意見を求めます。

小倉委員長 6月3日、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催させていただきました。当該候補者が土山地域でもあるということで、小倉が委員長を務めさせていただきました。

候補者の評価を厳正に行った結果、候補者箭田庄之助さんは、農地利用最適化推進に熱意と誠意を有し、推進委員の業務を適切に行うことができるものと評価をいたしましたので、ここに報告をさせていただきます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに評価委員会から委員長報告がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第57号について採決いたします。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決します。

なお、本総会終了後、委嘱状交付式を執り行いますので委員の皆様のご出席をお願いいたします。

議案第57号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」。調書は48ページ、参考図は35ページ、36ページです。

今月は、農地法第5条の届出が3件です。内訳は、分譲宅地が2件、植林が1件。参考図35ページの届出地5は売買、届出地6は交換で一帯の宅地開発となっています。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

最初に、**報告事項1「広報編集委員会報告事項」**について、福井委員長、お願いいたします。

福井委員長 ・第1回広報編集委員会（5／19）
・第2回広報編集委員会（6／10）

議 長 続いて、**報告事項2「事務局報告事項」**について、お願いいたします。

事務局

- ・ 5月総会議案第47号の諮問会議報告
- ・ 5月総会報告案件2（番号2）の補足説明
- ・ 経過と予定
- ・ 委員パトロール（4月）の事務局報告
- ・ 甲賀地域農業センター運営委員会 書面議決の報告
- ・ 県都市農業委員会連絡協議会会長会 書面議決の報告

議長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副会長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。